

茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例に係る事業者指導ガイドライン

○条例8条に基づき行う勧告・公表は、以下の基準・手順で行うこととします。

◇具体性のある情報が県に複数寄せられた場合、店舗における実際の感染防止対策の状況を確認します。

【想定される主な事例】

- ・登録が義務付けられている事業者であるにもかかわらず登録されていない
- ・登録したにもかかわらず、宣誓書が掲示されていない
- ・登録した感染防止対策が、実際には全く取り組まれていない

◇まずは、電話や現地にお伺いするなどして状況を確認します。

- ・事業者の状況について丁寧に聞き取りや確認をします。
- ・感染防止対策の必要性を説明するとともに、対策が困難な理由などを確認させていただき、店舗の状況に応じた感染防止対策の実現をとともに検討します。
- ・こうした県の対応に、合理的な理由がなく、全く応じないといった場合には、文書による指導の可能性をお伝えします。

◇文書による指導を行う場合があります。

- ・現地での確認などから一定期間が経過した後に、再度現地をお伺いし、改善がされない場合は、文書による指導を行う場合があります。
- ・文書には、改善していただきたい事項や、いつまでに改善をすればよいか、などを明記します。

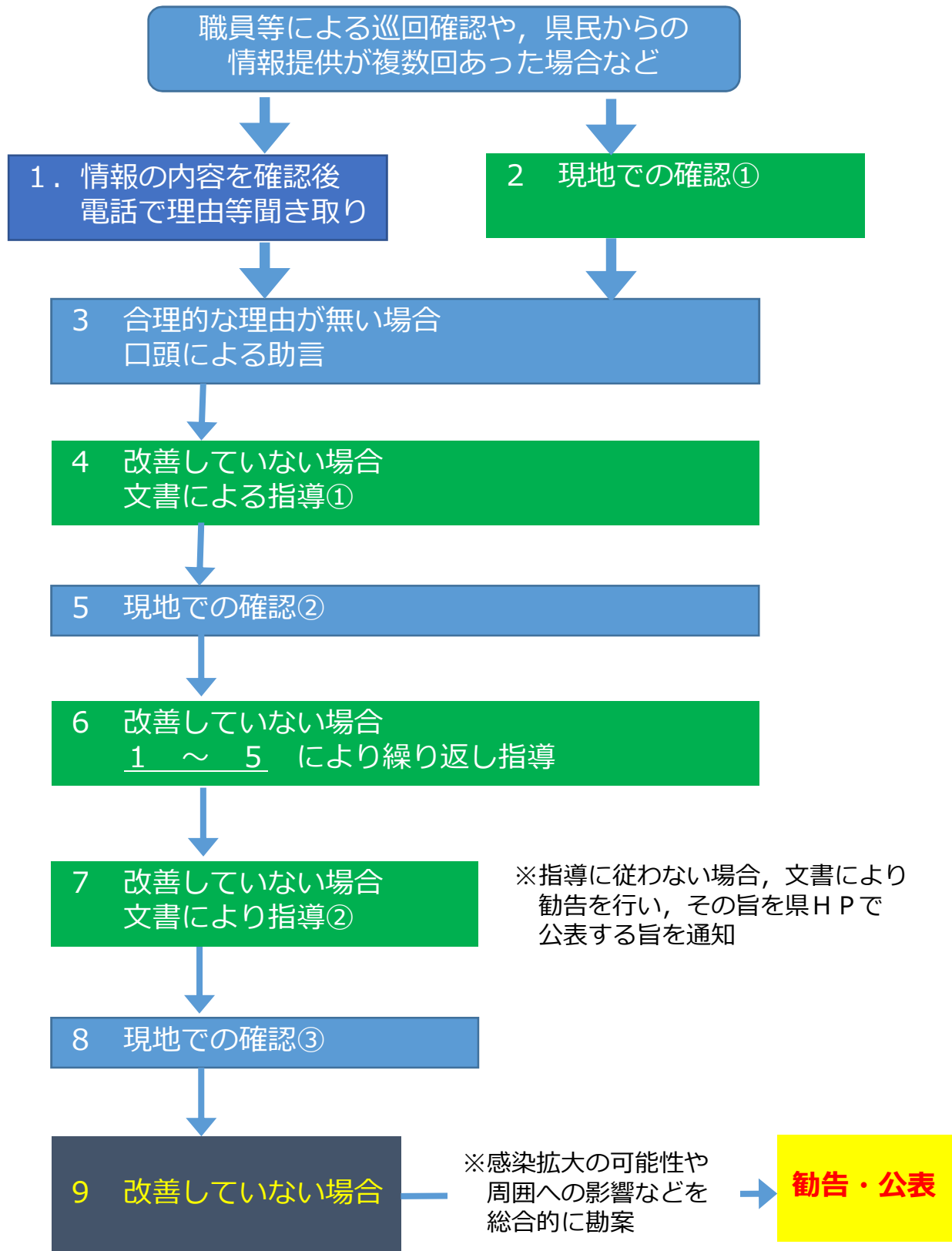
◇やむを得ず勧告・公表を行う場合があります。

- ・勧告・公表は、感染拡大の可能性や周困への影響などを総合的に勘案して行います。
- ・勧告・公表を行う場合は、予め事業者に対して、改善していただけない場合、やむを得ず文書により勧告を行うとともに、事業者名などを県HPで公表することを十分にご説明した上で行います。
- ・公表する内容は、改善していただきたい事項、店舗名、所在市町村名などです。

※災害や急病、その他経営上の課題など、やむを得ない事情により感染防止対策をとることが困難な場合はこの限りではありませんので、その旨をご相談ください。

条例※¹に係る事業者指導ガイドラインフローチャート

○条例8条に基づき行う勧告・公表は、以下の手順により行うこととします。



※ 1 茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例